

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

雨竜郡秩父別町長 澁谷 信人

市町村名 (市町村コード)	秩父別町 (01434)
地域名 (地域内農業集落名)	日の出 (第1町内、第2町内、第3町内)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・中心経営体が引き受ける意向のある面積が後継者のいない農業者の耕作面積より多く、現状では新たな農地の受け手の確保は必要ない。
・後継者のいる中心経営体は18経営体中6経営体で、今後の担い手不足が懸念される。
・中心経営体の平均年齢は55.3歳で高齢化が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基幹作物である水稻を中心に、ブロッコリー、花卉等の高収益な作物の生産に取り組む。
・ケイ酸資材の導入や化学肥料低減の取組を継続して進めて高品質米の生産に取り組む。
・多面的支払機能交付金制度及び中山間直接支払制度を継続して活用し、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	354 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	354 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・認定農業者、農業法人等の担い手への農地の集積、集約を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・原則として、農地は農地中間管理機構に貸し付け又は売り渡し、担い手の経営意向に合わせた集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域でのニーズを踏まえ、必要な基盤整備事業に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農業経営の法人化や家族経営協定を推進するとともに、新規参入者の確保についても関係機関と協議して取組みを進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業者のニーズに応じて、農業支援サービスを提供する組織の設立について協議、検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

Empty space for recording selected measures
